

あけましておめでとうございます
本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます

12月の定例議会において意見書が採択されました議会の連絡をさせていただきます。

熊本県玉名郡玉東町議会 16年12月16日
熊本県玉名郡菊水町議会 16年12月16日
熊本県玉名郡南関町議会 16年12月22日
熊本県玉名郡三加和町議会 16年12月15日
熊本県玉名郡横島町議会 16年12月16日
熊本県玉名郡岱明町議会 16年12月16日

以上の議会が採択されました。

昨日、岱明町議会から採択してすでに意見書を提出された連絡を受けましたので付け加えます。

熊本県玉名郡玉東町原倉1774

Tel-Fax 0968-85-3979

清田 春行

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

近年、我が国では、犯罪件数が急激に増加するとともに、その内容も凶悪化、低年齢化の度合いを深め、生活環境の治安は悪化の一途をたどっており、国民の日常生活における安心、安全が極度に脅かされている。

こうした中、犯罪被害者とその家族などは、一生立ち上がれないほどの痛手を受けながら、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられている。

平成2年の最高裁判所判決が示すとおり、我が国の刑事司法、刑事裁判は、社会の秩序を維持するためのもので、被害者の利益擁護や損害回復のためにあるのではない。そのため、加害者に対しては、医療費、食料費、生活管理費、国選弁護報酬費などの高額な費用を国が負担する一方で、犯罪被害者とその家族などの権利は、抑圧されていると言わざるを得ない。

加害者に対しては過度とも言える人権擁護が際立ちながら、被害者は二次被害の危険性にさらされ、不公平で理不尽な取り扱いに耐えなくてはならないのが現状である。

平成12年に犯罪被害者保護関連2法が制定され、さらに、本年通常国会においてその改正案が成立し、被害者の権利行使について一定の成果は見られたものの、被害者とその家族などに対する人権擁護や救済措置はいまだに不十分である。

国民のだれもが犯罪被害者となる可能性を否定できない今日、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援などの救済措置を講じることは国の責務である。

よって、国会及び政府においては、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立のため、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1、今般成立した犯罪被害者保護法改正案施行のために必要な関連制度を速やかに整備すること。
- 2、犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 3、犯罪被害者が刑事手続に参加できる制度を創設すること。
- 4、犯罪被害者が民事上損害回復できる制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月15日

大 分 市 議 会

意見書案第21号

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書の提出について

上記意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、閣議公明
委員会委員長あて提出いたしたく、会議規則第14条の規定により提出します。

平成16年12月15日

提出者 大分市議会議員

仲 道 幸 一

柳 井 寿 郎

大久保 八 次

木 村 義 則

阿 部 剛 四 郎

田 島 八 白

安 部 壽 史

藤 本 遼 雄

のあえす

僕のかでは、こんな感じです。

井出の答は、大変お世話に
なりました。

名前も出さず、えい、やち。

三井

三井 隆

大分県と大分市で全会一致で採択します(不
意見書です。

等1項を追加(2あり)です。

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

近年、全国の犯罪の増加が著しく、特に安全なはずの自宅で強盗被害にあったり、路上でひったくりの被害にあったりするなど、街頭犯罪や侵入犯罪が急増しているほか、凶悪な少年犯罪の多発、来日外国人犯罪の凶悪化・組織化と全国への拡散等により国民の体感治安は悪化しているところである。

このように犯罪が増加、凶悪・悪質化する中で、犯罪被害者が増加しているとともに、犯罪被害者やその家族等（以下「犯罪被害者等」という。）は、大きな痛手を受けながら、精神的苦痛や経済的損失を被っているところである。

また、「犯罪者の人権保護に比べて、犯罪被害者等への権利が低く、著しく公平性を欠いている」などの議論も高まっているところである。

このような被害者等の立場や国民の議論を受けて、国においても犯罪被害者保護関連二法の制定や犯罪被害者等給付金支給法の充実等法整備を行い、犯罪被害者等の権利について一定の前進がみられるところであるが、未だ、被害者等に対する人権保護や救済・支援措置等は不十分な実態にある。

現在の犯罪情勢においては、国民の誰もが犯罪の被害者になり得る状況にあることから、国民保護の観点から犯罪被害者の権利の確立や被害者等への精神的・経済的支援等について国の責任においてなすべきものである。

よって、国会及び政府におかれては、犯罪被害者のための刑事司法を実現し、犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度を創設し、また、犯罪被害者が刑事裁判のなかで民事上の損害回復ができる制度を確立するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月18日

鹿児島県議会議長 川原秀男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣 殿
財務大臣
厚生労働大臣
国家公安委員長
警察庁長官

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

我が国では、犯罪被害者が事件の当事者でありながら刑事司法から除外されるなど、長い間犯罪被害者とその家族は十分な支援制度もなく、社会的に放置され孤立した状況に置かれています。

こうした中、平成12年に「犯罪被害者保護関連二法」が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や記録閲覧などが認められるようになり、また、本年12月には犯罪被害者のための施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにすることなどを目的とした「犯罪被害者等基本法」が可決成立したところであります。基本法の中では、損害賠償の請求についての援助、給付金の支給に係る制度の充実や刑事手続きへの参加の機会を拡充するための制度の整備などに関する事項が盛り込まれるなど、一定の前進が見られるところであります。

しかしながら、現行の刑事手続きにおいては、被害者には証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論などの権利は認められていません。また、被害者が加害者に損害賠償を請求するためには刑事裁判とは別に民事裁判を起こさなければならず、犯罪による直接的な被害の上に、さらに多大な負担を強いられています。

よって、国におかれては、犯罪被害者等基本法に基づく具体的な制度の整備等に当たり、犯罪被害者の置かれている現状を十分に踏まえる中で、犯罪被害者の権利と被害回復制度を確立されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年12月17日

鹿児島市議会

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(案)

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。こうした中で、犯罪被害者やその家族は、大きな痛手を受けながら、社会から偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に犯罪被害者保護関連二法が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や公判記録の閲覧などが認められるようになったが、依然として刑事手続きからは排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論などの犯罪被害者にとって切実な関与手段が全く認められてない。

また、犯罪加害者に対し損害賠償請求を行うためには、刑事裁判とは別に民事裁判を提起しなければならず、このことは、犯罪被害者やその家族に対し、犯罪による直接的な被害に加え、更に多大な負担を強いている。

以上のことは、司法制度上、被疑者や被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を失うものであり、早急に是正されなければならない。

さらに、現行の破産法では悪意で加えた不法行為に基づく債務のみが免責されないこととなっており、このことが犯罪被害者の被害回復に大きな妨げとなっている。

よって、佐賀県議会は、国会及び政府に対し、犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充のため、次の事項を早急に実現するよう強く要請する。

記

1. 犯罪被害者が刑事手続きに参加できるよう訴訟参加の制度を創設すること。
2. 犯罪被害者が刑事手続きに附帯して民事上の損害賠償請求を行うことができるよう附帯私訴の制度を確立すること。
3. 故意または重大な過失により加えた人の生命または身体を害する不法行為に基づく債務についても破産によって免責されないよう法整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月 日

佐賀県議会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	倉田寛之様
内閣総理大臣	小泉純一郎様
総務大臣	麻生太郎様
法務大臣	野沢太三様
国家公安委員会委員長	小野清子様
警察庁長官	佐藤英彦様

以上、意見書案を提出する。

平成16年6月25日

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

近年、我が国では犯罪件数が急激に増加し、その内容も凶悪化、低年齢化するなど、治安は悪化の一途をたどり、国民の日常生活における安心・安全が脅かされている。

こうした中、犯罪被害者とその家族は、一生立ち上がれないほどの痛手を受けながら、正当な援助を受けることもなく、精神的・経済的苦痛を強いられている。

我が国の刑事司法は、刑事裁判は社会の秩序維持を守るもので、被害者の利益養護や損害回復のためにあるのではないという平成2年の最高裁判所判決が示すとおり、犯罪被害者とその家族の権利は抑圧される一方で、加害者に対しては、医療費、食料費、生活管理費、国選弁護報酬費等の高額な費用を国が負担するなど、過度とも言える加害者の人権保護が際立ち、不公平な取扱いが行なわれているといっても過言ではない。

平成12年に「犯罪被害者保護関連二法」が制定され、被害者の権利行使について一定の成果は見られたものの、被害者とその家族等に対する人権擁護や救済措置はいまだに不十分なものである。

国民の誰もが犯罪被害者となる可能性がある以上、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援などの救済措置を講ずることは国の責務である。

よって、国においては、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
2. 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度を創設すること。
3. 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年 9月28日

佐賀市議会

更新日: 2004-10-04

佐賀市 -- 市議会 -- 佐賀市議会

議会事務局
TEL 0952-40-7310
FAX 0952-29-2095
e-mail gikai@city.saga.saga.jp

議長 福井 久男

さかし 学研1号

議員発議案第4号

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

我が国においては、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。こうした中で、犯罪被害者やその家族は、大きな痛手を受けながら、社会から偏見と好奇にさらされ正当な援助を受けることもなく精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に「犯罪被害者保護関連二法」が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や公判記録の閲覧等が認められるようになったが、依然として刑事手続きから排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論など重要な権利が全く認められていない。

また、現行制度では、被害者が加害者に損害賠償を請求するためには、刑事裁判とは別に民事裁判を起さなければならず、このことは犯罪被害者やその家族に対し犯罪による直接的な被害の上に、さらに多大な負担を強いている。

こうした現状を是正すべく、「犯罪被害者等基本法」が昨年12月1日に成立し、国及び地方公共団体の責務が明記されたところであるが、具体的な施策については今後検討されることとなっている。

よって、国においては、犯罪被害者の権利と被害回復制度を確立するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度を創設すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続きに附帯して民事上の損害賠償を求めることができる制度を確立すること。
- 3 「犯罪被害者等基本法」に掲げる施策を速やかに実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年3月23日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	扇千景様
内閣総理大臣	小泉純一郎様
総務大臣	麻生太郎様
法務大臣	南野知恵子様
財務大臣	谷垣禎一様
厚生労働大臣	尾辻秀久様
国家公安委員会委員長	村田吉隆様

岡本様 連絡ありましたので 転送します。

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立について

近年、我が国では犯罪件数が急激に増加し、その内容も凶悪化、低年齢化するなど、治安は悪化の一途をたどり、国民の日常生活における安心・安全が脅かされている。

こうした中、犯罪被害者が事件の当事者でありながら、刑事司法から除外されているなど、長い間、犯罪被害者とその家族は一生立ち上がれないほどの痛手を受けながら、社会的に放置されて孤立し、正当で十分な支援制度もなく、極めて深刻な状態に置かれ、精神的・経済的苦痛を強いられている。

我が国の刑事司法は、刑事裁判は社会の秩序維持を守るもので、被害者の利益擁護や損害回復のためにあるのではないという平成2年の最高裁判所判決が示すとおり、犯罪被害者とその家族の権利は抑圧されている一方で、加害者に対しては、医療費、食料費、生活管理費、国選弁護報酬費等の高額な費用を国が負担するなど、過度とも言える加害者の人権保護が際立ち、不公平な取扱いが行われていると言っても過言ではない。

近年、犯罪被害者自身の懸命な努力により、支援する団体も結成され、その権利の確立と支援について社会的な関心が高まる中、いわゆる保護三法が制定されるなど一定の前進が見られたが、被害者とその家族等に対する人権擁護や救済措置はいまだに不十分なものである。

治安が悪化し、多くの国民が犯罪被害に対する不安を抱き、国民の誰もが犯罪被害者となる可能性がある以上、犯罪被害者が被害の回復と支援を求めること等を正当な権利と位置づけ、医療と生活の補償や精神的支援などの救済措置を講ずることは国の責務である。

よって、国におかれては、次の措置について早急に検討し、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を図られるよう強く要望する。

- 1 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度を創設すること。
- 3 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度を確立すること。

以上、近畿2府7県議会議長の議決により要望する。

平成16年4月20日

近畿2府7県議会議長会

大阪府議会議長	森 山 一 正	兵庫県議会議長	寺 本 貴 至
奈良県議会議長	米 田 忠 則	和歌山県議会議長	尾 崎 要 二
滋賀県議会議長	三 浦 治 雄	三重県議会議長	中 川 正 美
福井県議会議長	山 本 芳 男	徳島県議会議長	児 島 勝
京都府議会議長	田 坂 幾 太		

以上代表 京都府議会議長 田坂幾太

全国犯罪被害者の会大会決議 (第2回～第5回)

■『第2回全国犯罪被害者の会シンポジウム・大会』決議

--- 2000.9.3 ---

1. 犯罪被害者は、身体や精神に重大な傷害を受け、長期の治療、リハビリ、カウンセリングを余儀なくされています。自ら医療機関を探さなければならず、医療、介護の費用などは原則として自己負担で、十分な医療を受けることが困難な状況にあります。

犯罪の加害者に対しては、国の施設で、国費によって医療、介護を受けさせるため、年間数十億円の予算が使われている現状と比較してみても、犯罪被害者に対する扱いは著しく公正さを欠くものといわざるをえません。私たちは、国、自治体、医療関係者に対して、犯罪被害者が安心して治療に専念できるよう、制度改革を要望します。

2. 犯罪の事件報道の過熱ぶりは目に余るものがあります。被害者は尊厳を傷つけられ、日常生活にも支障を来しております。私たちは、報道機関に対して、取材や報道に当たっては、被害者の生活の平穏およびプライバシーを尊重するよう要望します。
3. 犯罪被害者は、矯正施設を出所した加害者に報復されることがあり、不安に怯えております。国は、加害者の更正およびプライバシーの保護のためという理由で、出所情報を被害者に提供しません。私たちは、再被害を防止し、安全を確保するため、犯罪被害者に出所情報を提供するとともに、国、自治体に対して、被害者の安全を保障する施策をとることを要望します。 上記のとおり決議いたします。

2000年9月3日
犯罪被害者の会 (大阪大会)

『第3回全国犯罪被害者の会シンポジウム・大会』決議

--- 2001.11.18 ---

1. 捜査情報と捜査記録の開示
2. 刑事司法への参加
3. 附帯私訴
4. 当面の運用
5. 公費弁護士代理人
6. 精神障害者の犯罪
7. 長期未解決事件

1. 捜査情報と捜査記録の開示

犯罪被害者は、事件の当事者として加害者と犯罪事実の詳細について特別の関心を持つことは当然であり、犯罪被害者がそれらについての「知る権利」を有していることは、今日、世界的に広く認められているところである。

この知る権利は、捜査公判を通じて保障されるべきもので、2000年5月の法制定によって公判記録の閲覧謄写が認められたことは前進ではある。しかし、公判記録は捜査記録の一部に過ぎず、法廷に現れない捜査記録の中には、犯罪被害者の知りたい情報が多く含まれている。

さらに、加害者死亡事件、精神障害者の不起訴事件、長期未解決事件などにおいては、起訴すれば当然閲覧謄写できる捜査記録も見ることができないという不公平を生じている。

そこで、捜査、公判に支障をきたし、または悪用される恐れがある場合を除き、犯罪被害者に、捜査情報の提供を受け、捜査記録の閲覧謄写する権利を認めることを要望する。

2. 刑事司法への参加

わが国においては、「刑事司法は公秩序維持のためにあるのであって、犯罪被害者のためにあるのではない」として、事件の当事者であり最大の利害関係者である犯罪被害者を刑事司法手続きから排除している。これは被害者感情を無視するばかりでなく、事案の真相究明をも遠ざからせ、犯罪被害者の刑事司法に対する不信を増大させている。

刑事司法は、公益のためだけでなく犯罪被害者のためにも存在するという原則を確立するとともに、刑事司法手続きのなかで、犯罪被害者に一定の地位を認め、これに参加する権利を認

めることを要望する。

当会は、司法改革審議会に対して、上記要望を伝えてきたのであるが、同審議会が従来の制度を踏襲していることは、甚だ遺憾なことといわざるを得ない。

3. 附帯私訴

現行司法制度は、刑事と民事の手続を峻別しており、刑事訴訟手続のなかで犯罪被害者の民事的救済を図ることができない。諸外国においては、附帯私訴や弁償命令制度などによって刑事手続の中で犯罪被害者の損害回復を図っている例が多い。わが国においても、かつて存在していた附帯私訴制度を復活し、犯罪被害者の損害回復を容易にすることを要望する。

[「決議」TOPへ](#)

4. 当面の運用

犯罪被害者が司法制度に参加するための法改正を強く望むものであるが、現行法下でも運用で改善できるものもある。次の5項目について、速やかに改善するよう要望する。

1. 捜査を担当する検察官および公判を担当する検察官は、犯罪被害者らから直接事情を聴取すること
2. 検察官は、不起訴の処分および求刑の前に、犯罪被害者の意見を聴取すること
3. 起訴状・冒頭陳述書・証拠等関係カード・論告要旨・弁論要旨・判決書・上訴申立書・同趣意書を犯罪被害者に送達すること
4. 公判期日指定については、犯罪被害者の意見を事前に聴取すること
5. 法廷のバーの中に犯罪被害者席を設けること

5. 公費弁護士代理人

刑事被告人には国選弁護人が付けられているが、司法制度に不慣れな犯罪被害者に対しても公的費用による弁護士の援助が必要である。法律扶助協会による扶助が始まったとはいえ、ま

だ不十分であり、公費により弁護士代理人を付する制度の創設を要望する。

6. 精神障害者の犯罪

精神障害者の犯罪については、不起訴処分や無罪判決がなされると、加害者に対する処遇は、司法の手を離れて、すべて医療機関に任されている。これは医療関係者の負担も大きくするのみならず、司法が関与しないことについて国民の不満、不安が高まっている。そこで、精神障害者の犯罪についても、諸外国の例にみるように、

1. 司法が関与すること
2. 特別の国立の司法医療施設を設置すること、
3. 施設出所後も、投薬その他について司法、医療が協力して長期的に観察関与すること
4. 処遇の決定、処遇の状況について犯罪被害者に情報を提供することを要望する。

7. 長期未解決事件

犯罪について長期未解決事件が増大している。このため犯罪被害者の不安は大きく、日常生活に支障を来している。捜査当局においては、加害者の検挙に全力を尽くすととともに、犯罪被害者の不安を除去するべく努めるよう要望する。

以上のとおり決議する

2001年11月18日
全国犯罪被害者の会（あすの会）

『第4回全国犯罪被害者の会シンポジウム・大会』決議

--- 2002.12.8 ---

1. 犯罪被害者は、証拠品ではなく、刑事手続きの当事者であり、刑事司法は、犯罪被害者のためにも存在する制度でなければならない。
2. 犯罪被害者には、刑事手続きに参加する当然の権利があり、そのための制度を創設すべきである。
3. 刑事手続きの中で、民事上の損害回復ができる制度を確立すべきである。

理 由

刑事司法は、国家および社会の秩序維持という公益目的のために存在し、犯罪被害者およびその遺族（被害者等という）の利益のためにあるのではないとされ、被害者等は刑事司法上何の権利も与えられず、刑事手続きに参加することができない。

捜査、公訴提起、公判審理には被害者等の協力は欠かせず、被害者等も悲嘆のなかで協力するが、これは捜査等が被害者等の利益のために行動してくれると思うからで、社会秩序を維持しようとの精神から出るのはではない。起訴状、冒頭陳述書、論告要旨、判決などは送られてこず、法廷では、傍聴席で加害者の関係者とともに座らされ、加害者に対して何の質問も反論もできず悔しい思いをさせられる。

そのとき、刑事司法は被害者のためにあるのではなかったと気づき、単に『証拠品』として利用されているだけだったことを知り、司法不信に陥るのである。被害者等は、人間としての尊厳を侵された直接の当事者として、刑事事件の推移に大きな関心を抱くことは当然である。被害者等が刑事手続きの中に参加し、証人や被告人に直接質問し反論を行い、真実を知り、適正な処罰を願うことは、尊厳の回復のために欠かせない。

また、被害者等が加害者に対して損害回復のため民事訴訟を提起することは、多大の時間、労力、費用を要し、大きな負担である。刑事裁判の手続きの中で、